

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 四半期連結財務諸表作成の基本となる事項

1) 準拠する会計基準

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に認められている会計基準に基づき作成しております。

尚、米国会計基準と本邦会計基準との主要な差異は、以下の通りです。

- (1) 有価証券についての評価
- (2) 有形固定資産の直接減額方式による圧縮記帳（圧縮記帳がなかったものとして処理）
- (3) 金融派生商品（デリバティブ）及びヘッジ会計に関する処理
- (4) 年金及び退職給付会計（積立超過額又は積立不足額を資産・負債及び累積その他の包括損益に計上）
- (5) 企業結合会計、のれん及びその他の無形固定資産に関する処理

2) 過年度連結財務諸表の組替再表示

ASCパラグラフ810-10-65-1「連結-総論-移行」を、当四半期の属する連結会計年度より適用しております。これにより、従来、連結貸借対照表の負債の部と資本の部の中間に分類していた少数株主持分を、非支配持分として資本の部に含めて計上しております。また、ASCパラグラフ810-10-65-1「連結-総論-移行」の適用により、連結損益計算書の表示科目を変更しております。

ASCパラグラフ810-10-65-1「連結-総論-移行」の表示に関する規定は遡及的に適用され、連結キャッシュ・フロー計算書を含む過年度の連結財務諸表を組替再表示しております。